介護予防支援

|  |
| --- |
| 個別サービスの質に関する事項 |
| 確認項目 | 適否 | 確認文書 |
| 運営 | 内容及び手続の説明及び同意(第4条) | ・利用申込者又はその家族への説明と同意の手続きを取っているか・重要事項説明書の内容に不備等はないか | □ | ・重要事項説明書(利用申込者又は家族の同意があったことがわかるもの)・内容及び手続きの説明の理解にかかる利用申込者の署名文書・利用契約書 |
| 指定介護予防支援の具体的取扱方針(第30条) | ・利用者の希望やアセスメントに基づき、介護保険サービス以外のサービス、支援を含めた総合的なサービス計画を立てているか・サービス担当者会議を開催し、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有し、担当者からの専門的な見地からの意見を求めているか・定期的にモニタリングを行っているか・利用者及び担当者への説明・同意・交付をおこなっているか・担当者から個別サービス計画の提供を受けているか(整合性の確認) | □ | ・アセスメントシート・サービス担当者会議の記録・介護予防サービス計画・支援経過記録等・モニタリングの記録・個別サービス計画 |

|  |
| --- |
| 個別サービスの質を確保するための体制に関する事項 |
| 確認項目 | 適否 | 確認文書 |
| 人員 | 従業者の員数(第2条) | ・利用者に対し、従業者の員数は適切であるか・必要な資格は有しているか・専門員証の有効期限は切れていないか | □ | ・勤務実績表／タイムカード・勤務体制一覧表・従業者の資格証 |
| 管理者(第3条) | ・管理者は常勤専従か、他の職務を兼務している場合、兼務体制は適切か | □ | ・管理者の雇用形態が分かる文書・管理者の勤務実績表／タイムカード |
| 運営 | 受給資格等の確認(第7条) | ・被保険者資格、要支援認定の有無、要支援認定の有効期限を確認しているか | □ | ・介護保険番号、有効期限等を確認している記録等 |
| 運営規程(第17条) | ・運営における以下の重要事項について定めているか1.事業の目的及び運営の方針2.職員の職種、員数及び職務内容3.営業日及び営業時間4.指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料、その他の費用の額5.通常の事業の実施地域6.虐待の防止のための措置に関する事項7.その他運営に関する重要事項 | □ | ・運営規程 |
| 勤務体制の確保(第18条) | ・サービス提供は事業所の担当職員によって行われているか・資質向上のために研修の機会を確保しているか・性的言動、優越的な関係を背景とした言動による就業環境が害されることの防止に向けた方針の明確化等の措置を講じているか | □ | ・雇用の形態(常勤・非常勤)がわかる文書・研修計画、実施記録・方針、相談記録 |
| 業務継続計画の策定等(第18条の２) | ・感染症、非常災害発生時のサービスの継続実施及び早期の業務再開の計画(業務継続計画)の策定及び必要な措置を講じているか・担当職員に対する計画の周知、研修及び訓練を実施しているか・計画の見直しを行っているか | □ | ・業務継続計画・研修及び訓練計画、実施記録 |

|  |
| --- |
| 個別サービスの質を確保するための体制に関する事項 |
| 確認項目 | 適否 | 確認文書 |
| 運営 | 感染症の予防及びまん延防止のための措置(第20条の2) | ・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を講じているか・感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を6か月に1回開催しているか | □ | ・感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会名簿、委員会の記録・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修の記録及び訓練の記録 |
| 秘密保持等(第22条) | ・個人情報の利用に当たり、利用者(利用者の情報)及び家族(利用者家族の情報)から同意を得ているか・退職者を含む、従業者が利用者の秘密を保持することを誓約しているか | □ | ・個人情報同意書・従業者の秘密保持誓約書 |
| 広告(第23条) | ・広告は虚偽又は誇大となっていないか | □ | ・パンフレット／チラシ |
| 苦情処理(第25条) | ・苦情受付の窓口があるか・苦情の受付、内容等を記録、保管しているか・苦情の内容を踏まえたサービスの質向上の取組を行っているか | □ | ・苦情の受付簿・苦情者への対応記録・苦情対応マニュアル |
| 事故発生時の対応(第26条) | ・事故が発生した場合の対応方法は定まっているか・市町村、家族等に報告しているか・事故状況、対応経過が記録されているか・損害賠償すべき事故が発生した場合に、速やかに賠償を行うための対策を講じているか・再発防止のための取組を行っているか | □ | ・事故対応マニュアル・市町村、家族等への報告記録・再発防止策の検討の記録 |
| 虐待の防止(第26条の2) | ・虐待の発生・再発防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、担当職員に周知しているか・虐待の発生・再発防止の指針を整備しているか・担当職員に対して虐待の発生・再発防止の研修を実施しているか・上記の措置を適切に実施するための担当者を設置しているか | □ | ・委員会の開催記録・虐待の発生・再発防止の指針・研修計画、実施記録・担当者を設置したことが分かる文書 |

注 １)　(　)は指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号)の該当条項

注 ２)　指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第9号)附則により施行期日の定めがある事項に係る確認項目及び確認文書の取扱いは次のとおりとする。

「運営規程」のうち虐待の防止のための措置に関する事項、「業務継続計画の策定等」、「感染症の予防及びまん延防止のための措置」、「虐待の防止」

令和6年4月1日より適用(令和6年3月31日までは努力義務)